

資料目録(行政局)

行政訴訟事件

- 【行1】行政訴訟事件 新受・既済・未済件数及び本人訴訟率
- 【行2】行政訴訟事件 既済平均審理期間及び長期未済事件の審理期間別事件数
- 【行3】行政訴訟事件 事件類型別新受件数

国家賠償事件

- 【国1】国家賠償訴訟事件 新受件数及び本人訴訟率
- 【国2】国家賠償訴訟事件 新受件数における被告の別
- 【国3】国家賠償訴訟事件 新受件数における請求類型の別
- 【国4】国家賠償訴訟事件 事件類型別新受件数

労働関係事件

- 【労1】労働関係民事通常訴訟事件 新受・既済・未済件数及び平均審理期間
- 【労2】労働関係民事通常訴訟事件 既済事件における合議・単独事件の件数及び合議率
- 【労3】労働関係民事通常訴訟事件 新受事件の種類別・事情別割合
- 【労4】労働関係行政訴訟事件 新受・既済・未済件数及び平均審理期間
- 【労5】労働審判事件 新受・既済・未済件数及び既済平均審理期間
- 【労6】労働審判事件 終局事由別既済件数の割合
- 【労7】労働審判事件 全国の地方裁判所ごとの新受件数

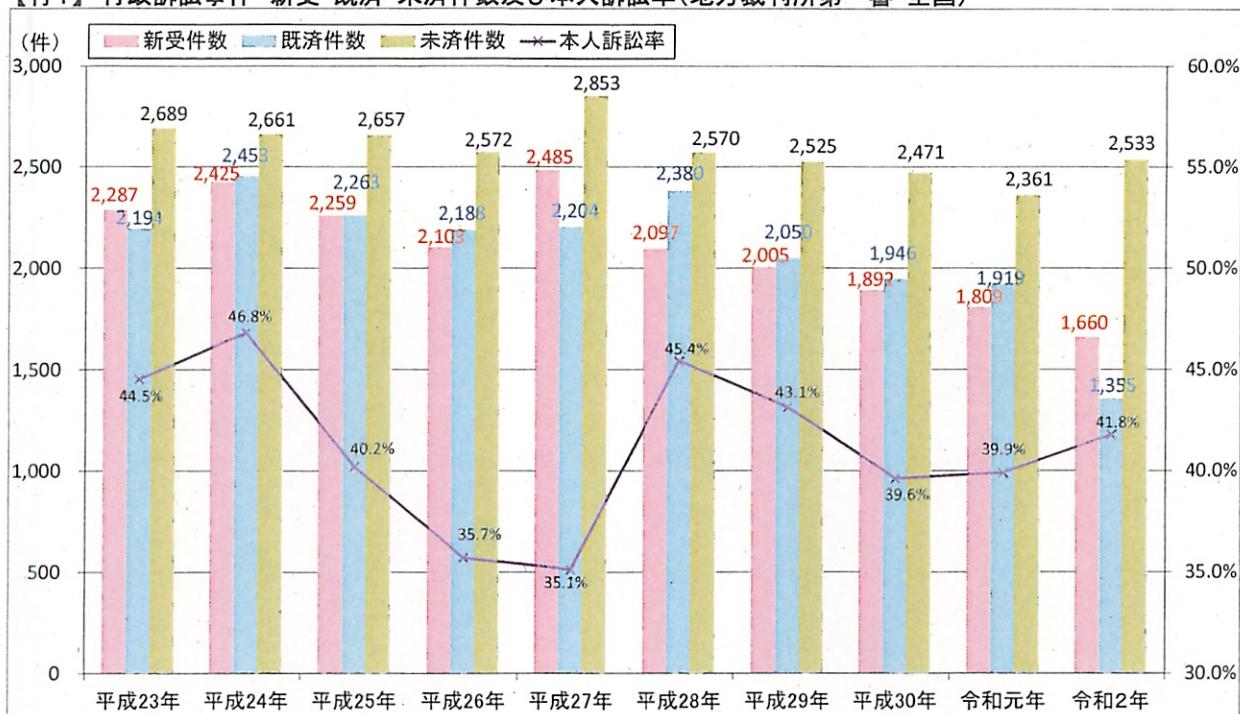
知的財産権関係事件

- 【知1】知的財産権関係民事通常訴訟事件 新受・既済・未済件数及び平均審理期間
- 【知2】知的財産権関係民事通常訴訟事件 事件の類型別新受件数
- 【知3】知的財産権関係審決取消訴訟(第一審)事件 新受・既済・未済件数及び平均審理期間

【注】

各資料の末尾に「(最高裁判所行政局調べ)」と記載されているものの数値は、各庁からの報告を集計した概数であり、所定の修正を行うことがある。

【行1】行政訴訟事件 新受・既済・未済件数及び本人訴訟率(地方裁判所第一審・全国)

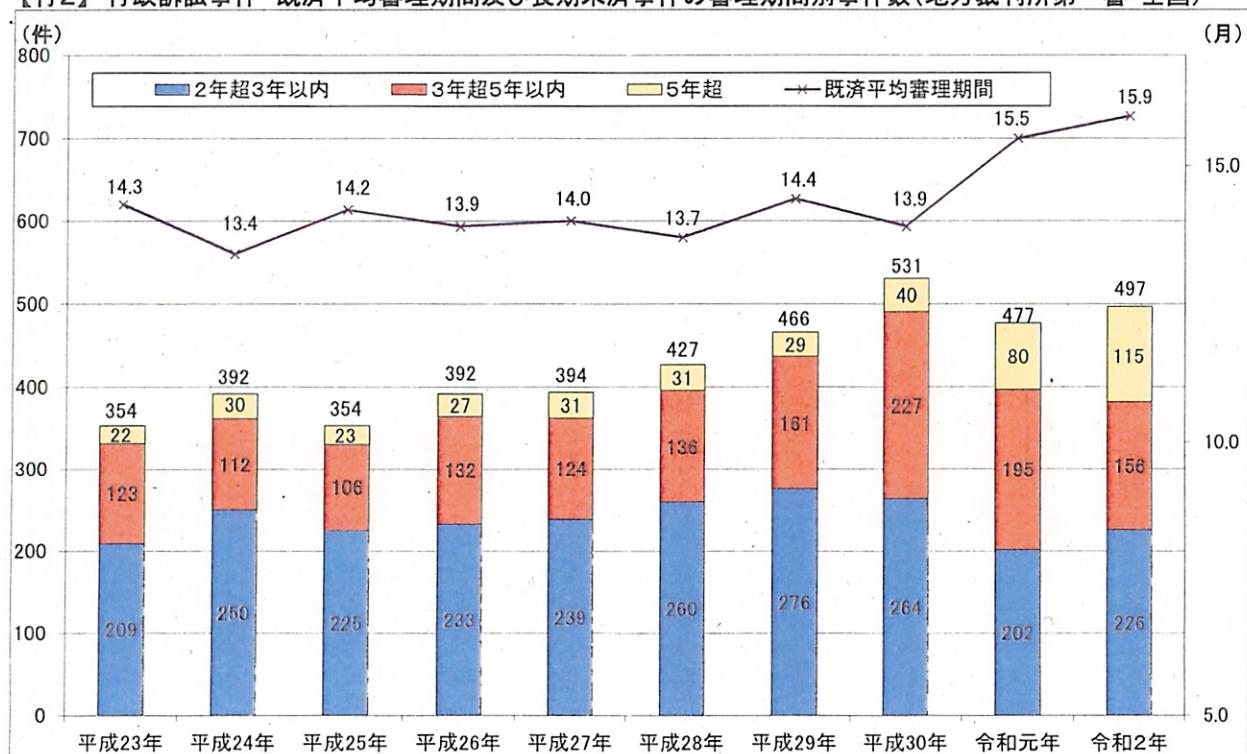


※ 本人訴訟率は(原告に訴訟代理人弁護士が選任されていない既済事件数)÷(既済事件総数)で算出。

※ 令和2年の新受件数及び既済件数は、同年8月までの累計件数の前年同月比による推計値である。ただし、未済件数及び本人訴訟率は、同年8月末時点での実数(速報値)である。

(事件数は最高裁判所行政局調べ。本人訴訟率はSSDBS調べ。)

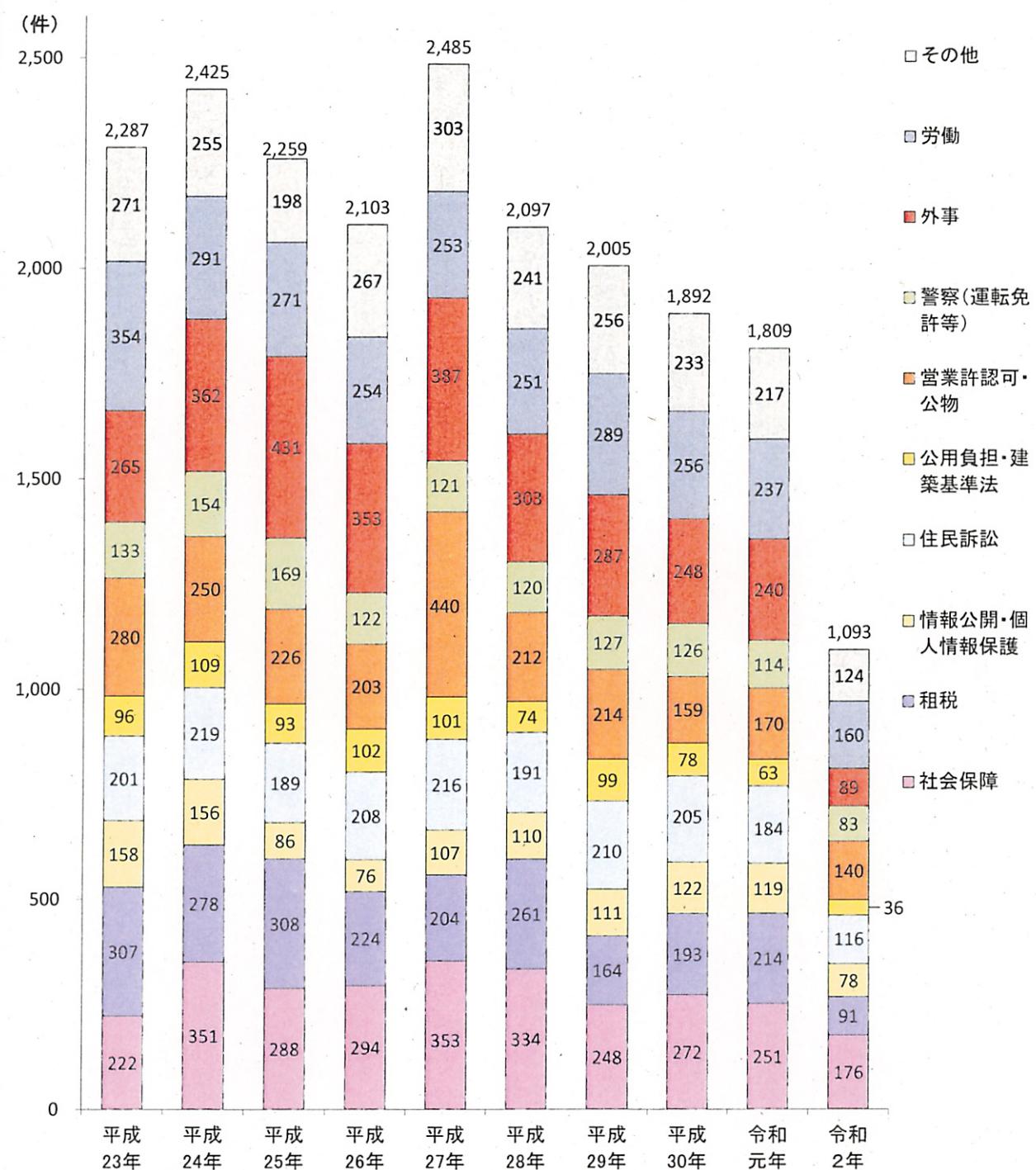
【行2】行政訴訟事件 既済平均審理期間及び長期未済事件の審理期間別事件数(地方裁判所第一審・全国)



※ 令和2年の数値は、同年8月末時点の実数(概数)である。

(最高裁判所行政局調べ)

【図3】行政訴訟事件 事件類型別新受件数(地方裁判所第一審・全国)



※ 知的財産事件はその他に算入している。

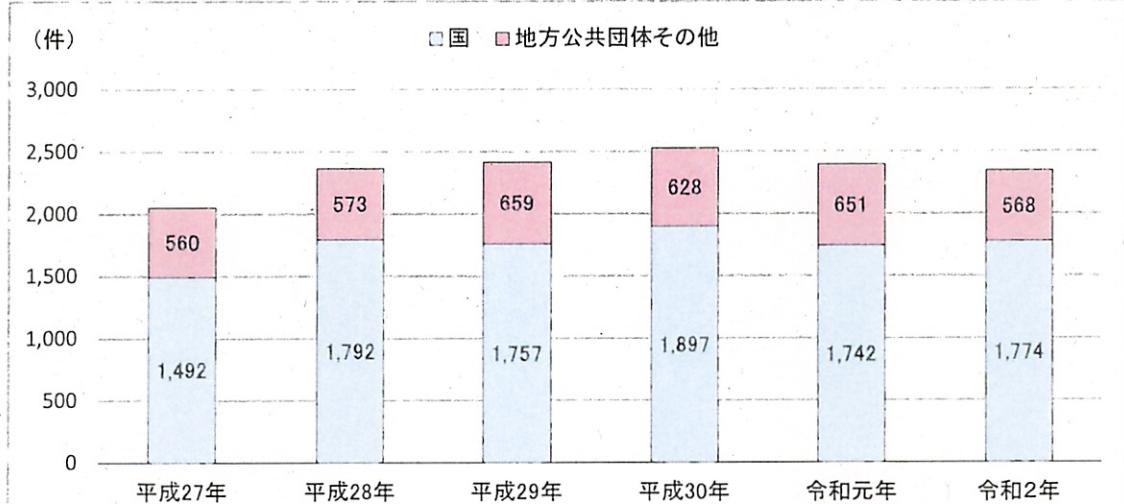
※ 令和2年の数値は、同年8月末時点の実数(概数)である。

(最高裁判所行政局調べ)

【国1】国家賠償訴訟事件 新受件数及び本人訴訟率(地方裁判所第一審・全国)



【国2】国家賠償訴訟事件 新受件数における被告の別(地方裁判所第一審・全国)



【国3】国家賠償訴訟事件 新受件数における請求類型の別(地方裁判所第一審・全国)

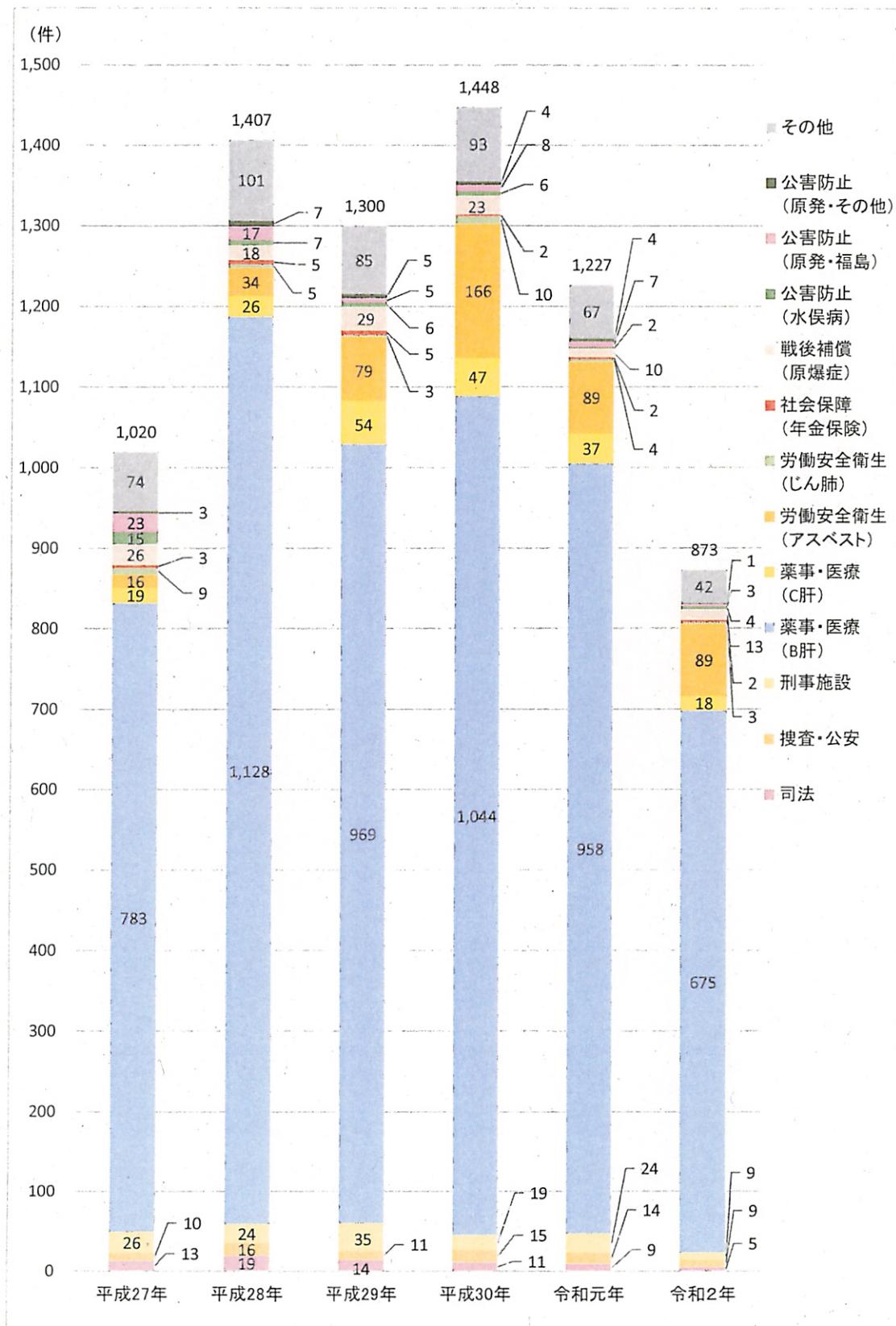


※「国家賠償訴訟事件」とは、国家賠償法1条1項又は同法2条1項に基づく損害賠償事件(ただし、行政訴訟事件に併合提起されている国家賠償訴訟事件を除く。)をいう。

※ 令和2年の数値は、同年8月までの累計件数の前年同月比による推計値である。ただし、本人訴訟率は、同年8月末時点の実数(概数)である。

(各表の数値はいずれも最高裁判所行政局調べ)

【国4】国家賠償訴訟事件 事件類型別新受件数(地方裁判所第一審・全国)

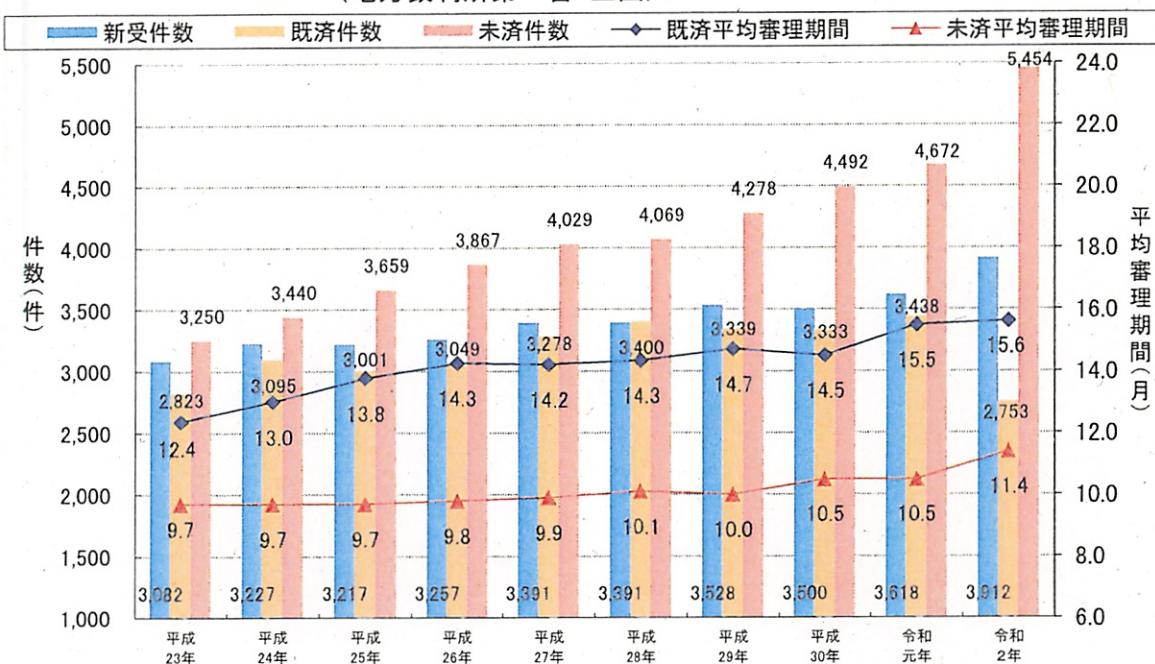


※「国家賠償訴訟事件」とは、国家賠償法1条1項又は同法2条1項に基づく損害賠償事件(ただし、行政訴訟事件に併合提起されている国家賠償訴訟事件を除く。)をいう。

※ 上記グラフは、被告が国であり、かつ、原告側に訴訟代理人が選任されている地裁第一審のみを対象とするものである。

※ 令和2年の数値は、同年8月末時点の実数(概数)である。

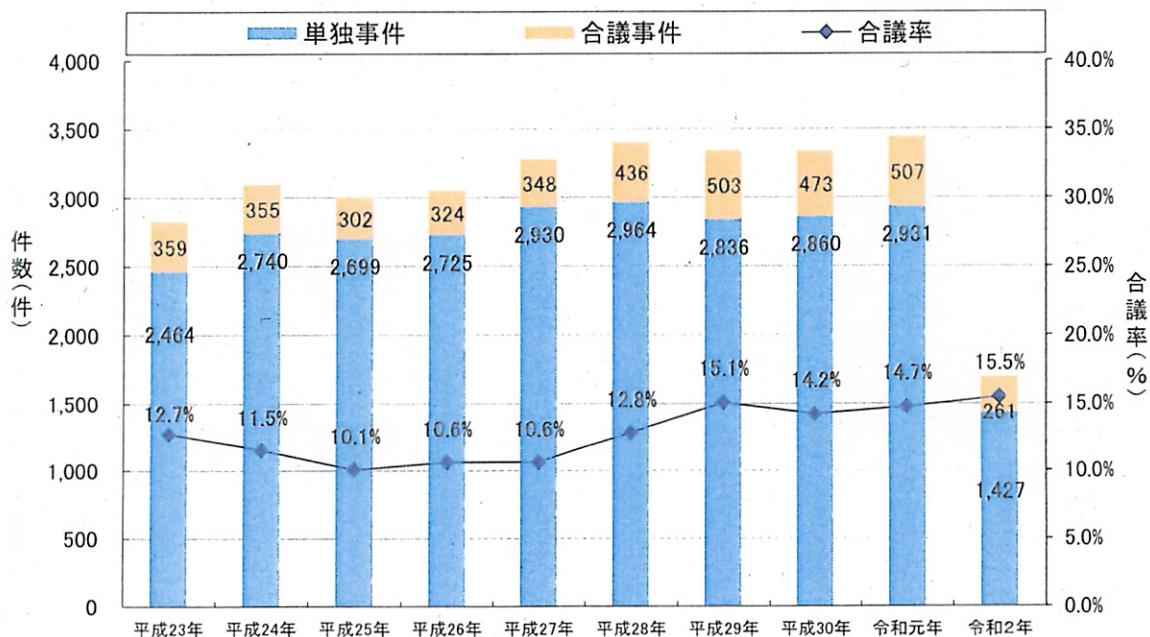
【労1】労働関係民事通常訴訟事件 新受・既済・未済件数及び平均審理期間
(地方裁判所第一審・全国)



※ 令和2年の新受件数及び既済件数は、同年8月までの累計件数の前年同月比による推計値である。ただし、既済平均審理期間は、同年8月末時点の実数(速報値)、未済件数及び未済平均審理期間は同年8月末時点の実数(概数)である。

(新受件数、既済件数及び既済平均審理期間はSSDBSによる統計。未済件数及び未済平均審理期間は最高裁判所行政局調べ。)

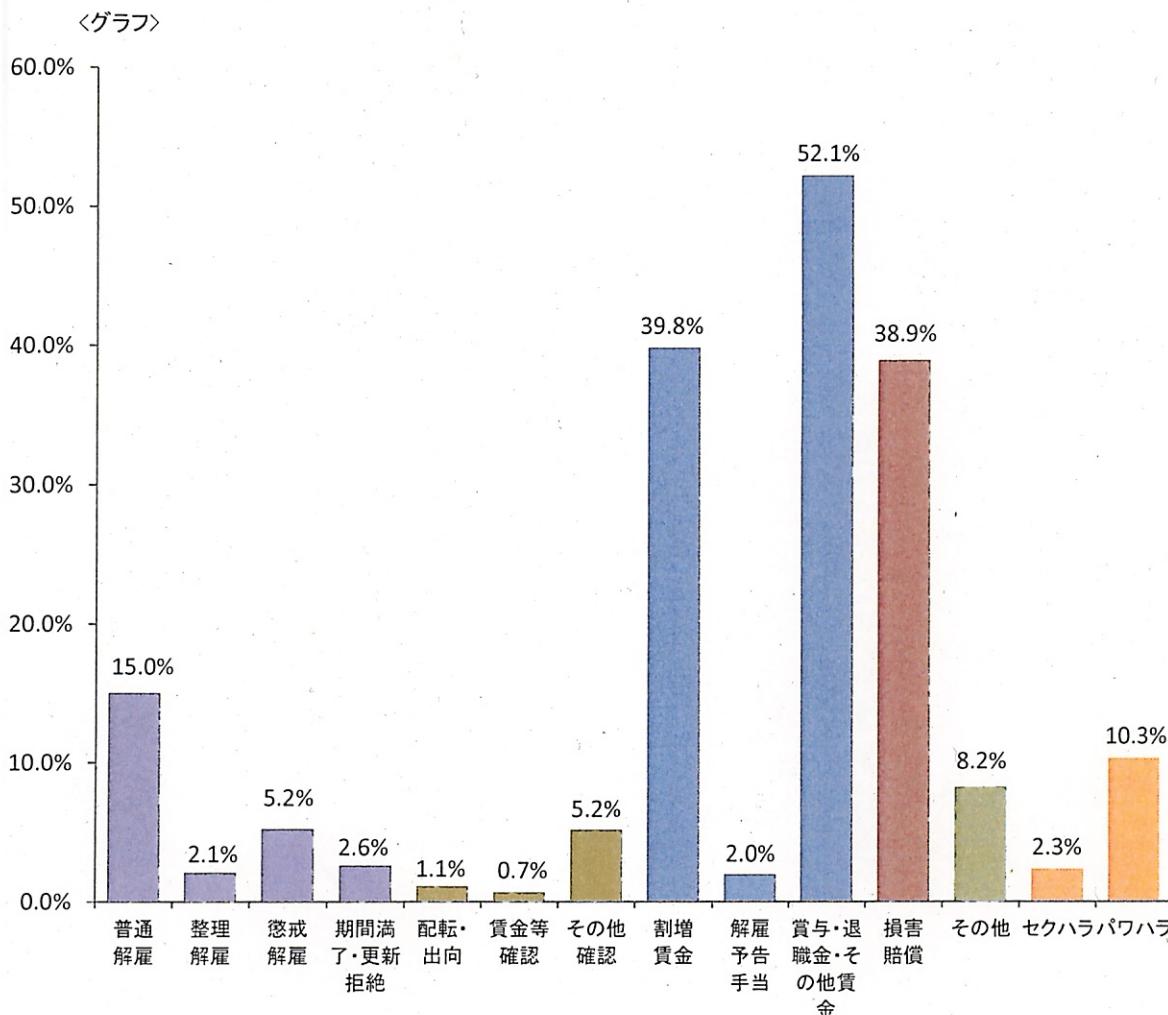
【労2】労働関係民事通常訴訟事件 既済事件における合議・単独事件の件数及び合議率
(地方裁判所第一審・全国)



※ 令和2年の数値は、同年8月末時点の実数(速報値)である。

(SSDBSによる統計)

【図3】労働関係民事通常訴訟事件 新受事件の種類別・事情別割合(全国)



＜表＞

事件の種類								事情					
地位等確認				その他確認			賃金等給付		損害	その他	セクハラ	パワハラ	
381	53	133	66	28	17	131	1009	50	1323	987	208	59	261

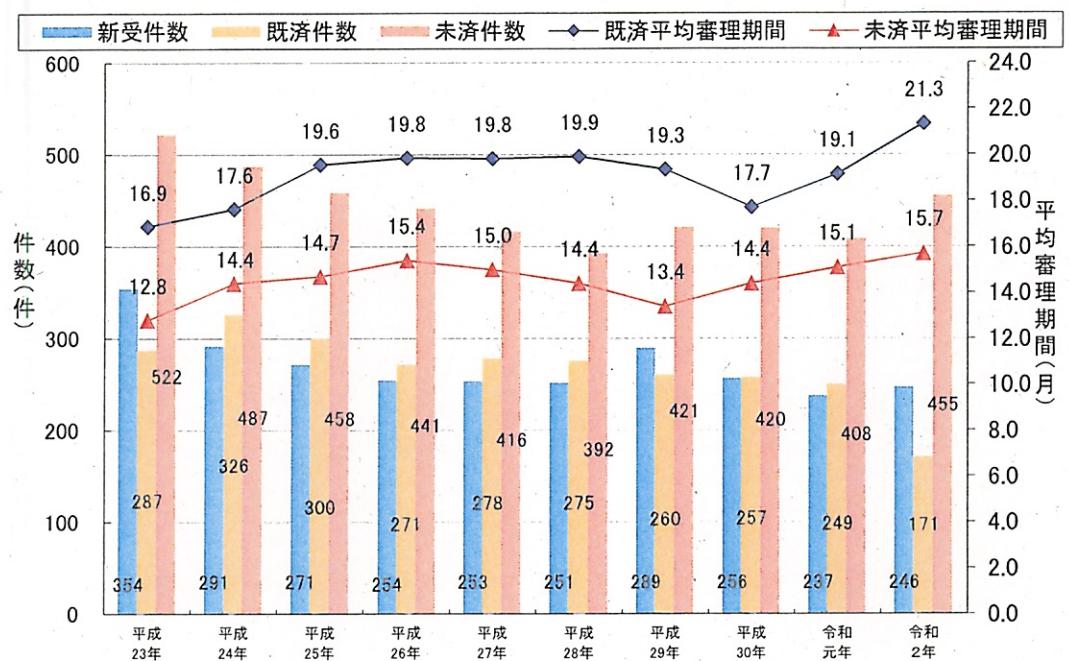
※ 上記表の数値は、令和2年1月から8月までの事件数であり、上記グラフは、同期間における割合である。

※ 上記表の事件の種類及び事情の数は、事件に含まれる請求ないし事情の数(延べ件数)であるため、その合計数と新受総件数(2,537件)とは一致しない。

※ 上記グラフ中の割合は、新受総件数に占める事件の種類の件数の割合であり、延べ件数に占める割合ではない。

(最高裁判所行政局調べ)

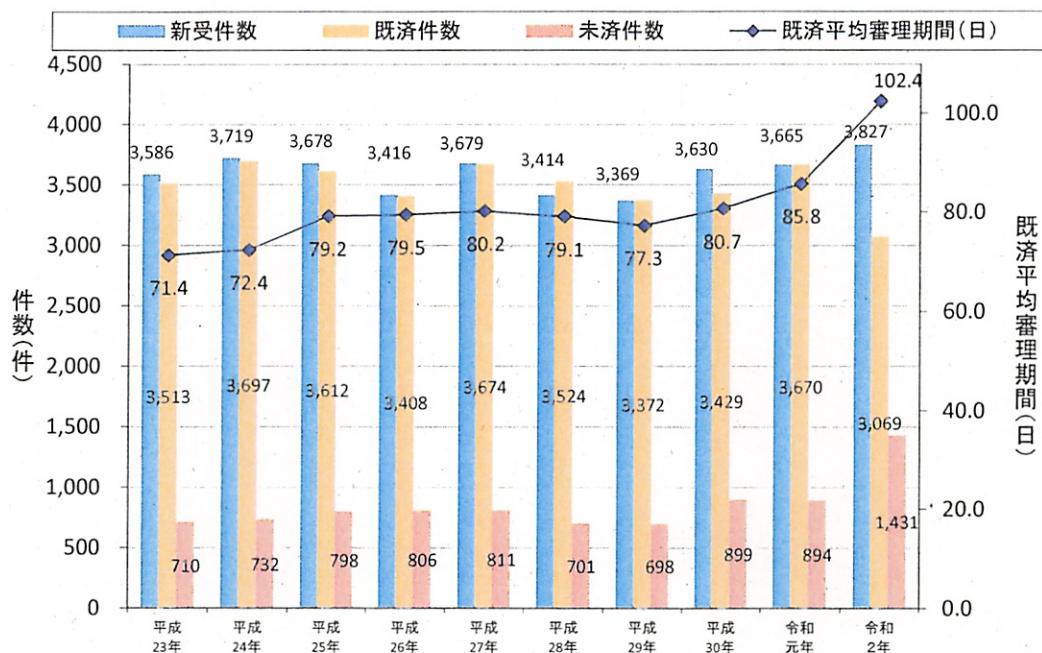
【図4】労働関係行政訴訟事件 新受・既済・未済件数及び平均審理期間
(地方裁判所第一審・全国)



※ 令和2年の新受件数及び既済件数は、同年8月までの累計件数の前年同月比による推計値である。ただし、未済件数、既済平均審理期間及び未済平均審理期間は、同年8月末時点の実数(概数)である。

(最高裁判所行政局調べ)

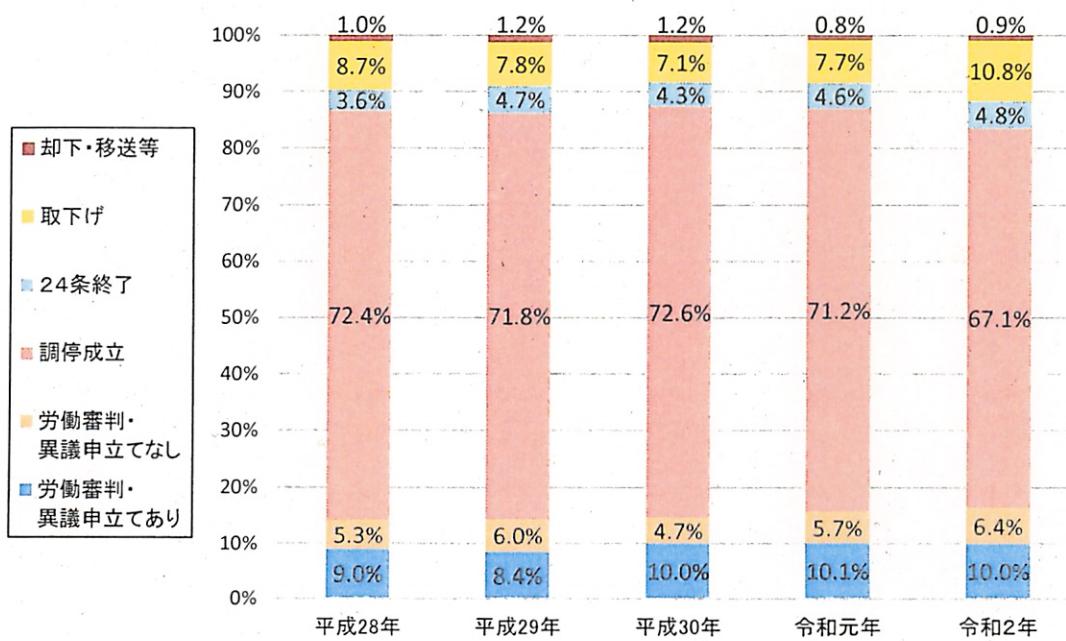
【図5】労働審判事件 新受・既済・未済件数及び既済平均審理期間(地方裁判所・全国)



※ 令和2年の新受件数及び既済件数は、同年8月までの累計件数の前年同月比による推計値である。ただし、未済件数及び既済平均審理期間については、同年8月末時点の実数(速報値)である。

(SSDBSによる統計)

【図6】労働審判事件 終局事由別既済件数の割合(地方裁判所・全国)



※ 令和2年の数値は、同年8月末時点の実数(速報値)である。

※ 百分比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100と一致しない場合がある。

(SSDBSによる統計)

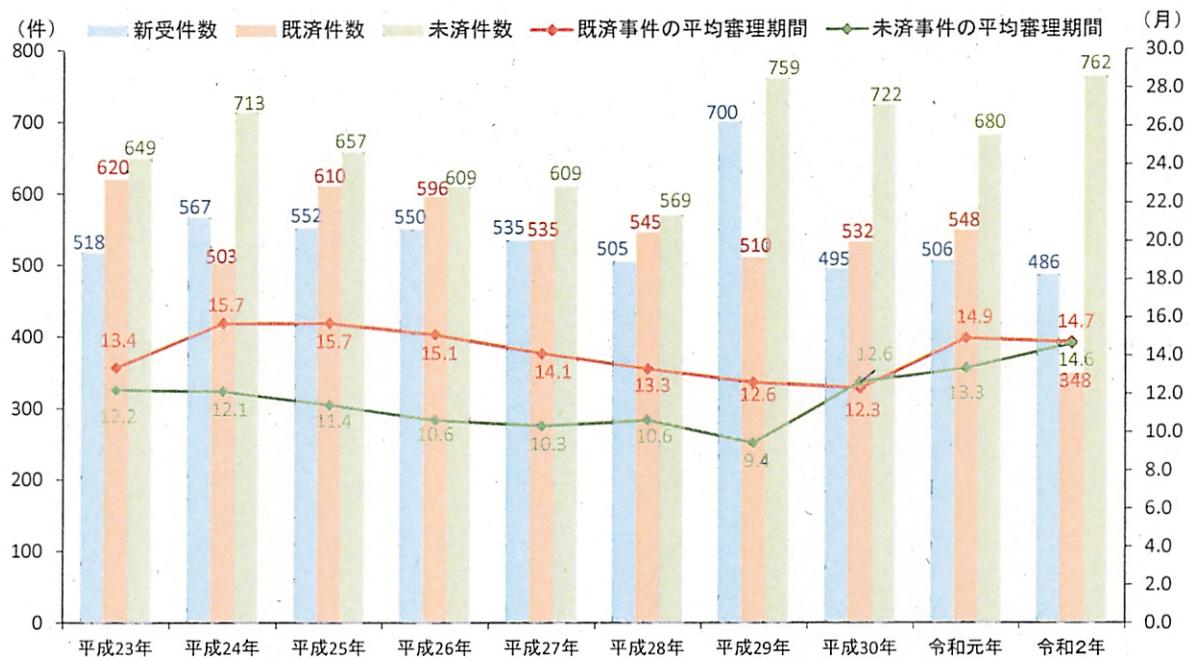
【労7】労働審判事件 全国の地方裁判所ごとの新受件数(平成28年～令和2年)

年次 地裁別	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和2年	
					1～8月	推計値
東京	1,035	1,041	1,218	1,150	770	1,176
(本庁)	970	976	1,106	1,059	726	1,116
(立川支部)	65	65	112	91	44	63
横浜	263	222	209	247	158	252
さいたま	146	167	169	168	98	154
千葉	119	118	114	119	88	123
水戸	39	40	49	46	31	48
宇都宮	35	33	31	52	38	58
前橋	32	44	37	54	25	39
静岡	55	68	68	67	37	65
(本庁)	55	45	47	41	23	47
(浜松支部)	-	23	21	26	14	20
甲府	9	9	13	8	11	22
長野	28	31	27	30	26	49
(本庁)	28	17	10	12	12	36
(松本支部)	-	14	17	18	14	21
新潟	20	18	32	23	13	19
大阪	302	318	380	333	222	320
京都	75	81	64	72	54	76
神戸	122	110	125	110	68	108
奈良	14	20	25	15	9	17
大津	29	27	24	28	17	30
和歌山	17	6	7	15	10	14
名古屋	179	195	179	184	159	240
津	21	20	31	22	23	51
岐阜	34	23	21	24	24	36
福井	17	14	8	10	13	16
金沢	32	19	21	27	20	30
富山	15	11	7	13	12	26
広島	35	35	51	54	42	60
(本庁)	35	27	36	42	35	47
(福山支部)	-	8	15	12	7	12
山口	4	11	17	14	6	9
岡山	42	33	40	36	36	54
鳥取	8	11	3	2	7	14
松江	7	6	9	6	5	6

年次 地裁別	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和2年	
					1～8月	推計値
福岡	170	165	149	217	126	217
(本庁)	126	118	108	163	103	171
(小倉支部)	44	47	41	54	23	44
佐賀	14	10	9	12	10	24
長崎	15	19	12	9	3	3
大分	13	12	16	13	9	17
熊本	28	19	33	34	13	22
鹿児島	36	33	17	32	22	41
宮崎	19	9	10	17	9	13
那覇	23	22	21	26	16	21
仙台	83	70	82	82	63	92
福島	19	14	22	34	21	26
山形	2	8	15	12	9	18
盛岡	13	9	11	8	8	13
秋田	16	12	13	11	7	10
青森	24	9	12	14	11	17
札幌	116	127	141	121	70	106
函館	13	18	11	11	13	20
旭川	12	12	7	11	8	15
釧路	8	12	12	14	4	6
高松	25	20	17	21	10	21
徳島	7	17	9	10	8	16
高知	8	5	8	8	6	16
松山	16	16	24	19	13	19
合計	3,414	3,369	3,630	3,665	2,481	3,827

※ 令和2年の数値は速報値であり、令和2年の推計値は同年8月までの累計件数の前年同月比による推計値である。
 ※ 静岡地裁浜松支部、長野地裁松本支部及び広島地裁福山支部では、平成29年4月から労働審判事件の取扱いを開始した。
 (SSDBSIによる統計)

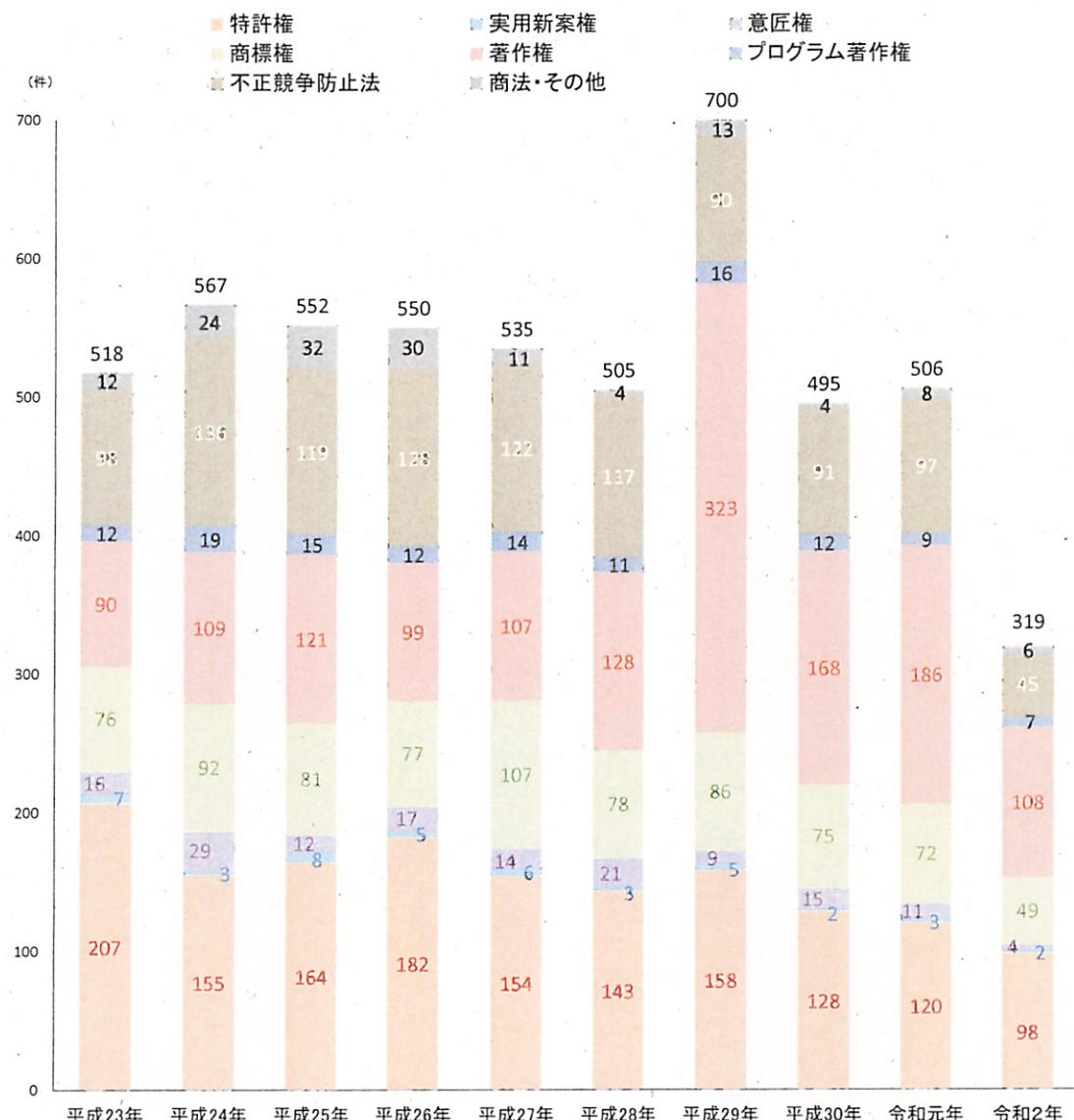
【知1】 知的財産権関係民事通常訴訟事件 新受・既済・未済件数及び平均審理期間
(地方裁判所第一審・全国)



※ 令和2年の新受件数及び既済件数は、同年8月までの累計件数の前年同月比による推計値である。ただし、未済件数並びに既済事件及び未済事件の各平均審理期間については、同年8月末時点の実数(概数)である。

(最高裁判所行政局調べ)

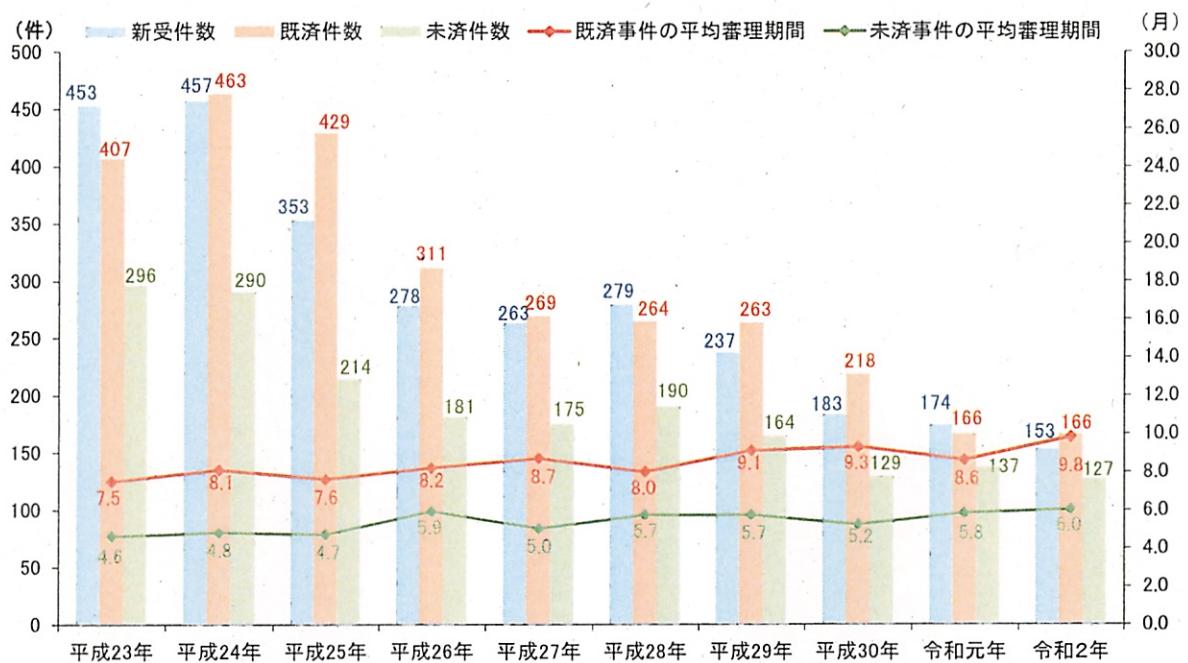
【知2】 知的財産権関係民事通常訴訟事件 事件の類型別新受件数(地方裁判所第一審・全国)



※ 令和2年の数値は、同年8月末時点の実数(概数)である。

(最高裁判所行政局調べ)

【知3】 知的財産権関係審決取消訴訟(第一審)事件 新受・既済・未済件数及び平均審理期間
(知的財産高等裁判所)



※ 令和2年の新受件数及び既済件数は、同年8月までの累計件数の前年同月比による推計値である。ただし、未済件数並びに既済事件及び未済事件の各平均審理期間については、同年8月末時点の実数(概数)である。

(最高裁判所行政局調べ)

1. 2. 5 行政事件訴訟

行政事件訴訟の新受件数（1,692件）は、前回（1,892件）より減少した。平均審理期間（15.9月）は、前回（14.5月）より長期化した。

人証調べを実施した事件及び当事者双方に訴訟代理人が選任された事件はいずれも平均審理期間が長い傾向にあるところ、人証調べ実施率は前回（21.5%）より若干増加し22.1%となっており、人証調べを実施した事件における平均審理期間は、前回（26.2月）より長期化して31.8月となった。また、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は、前回（56.8%）より減少して51.4%となつたが、その平均審理期間は、前回（19.8月）より長期化して23.2月となり、人証調べ実施率は、前回（33.8%）から増加して39.7%となった。

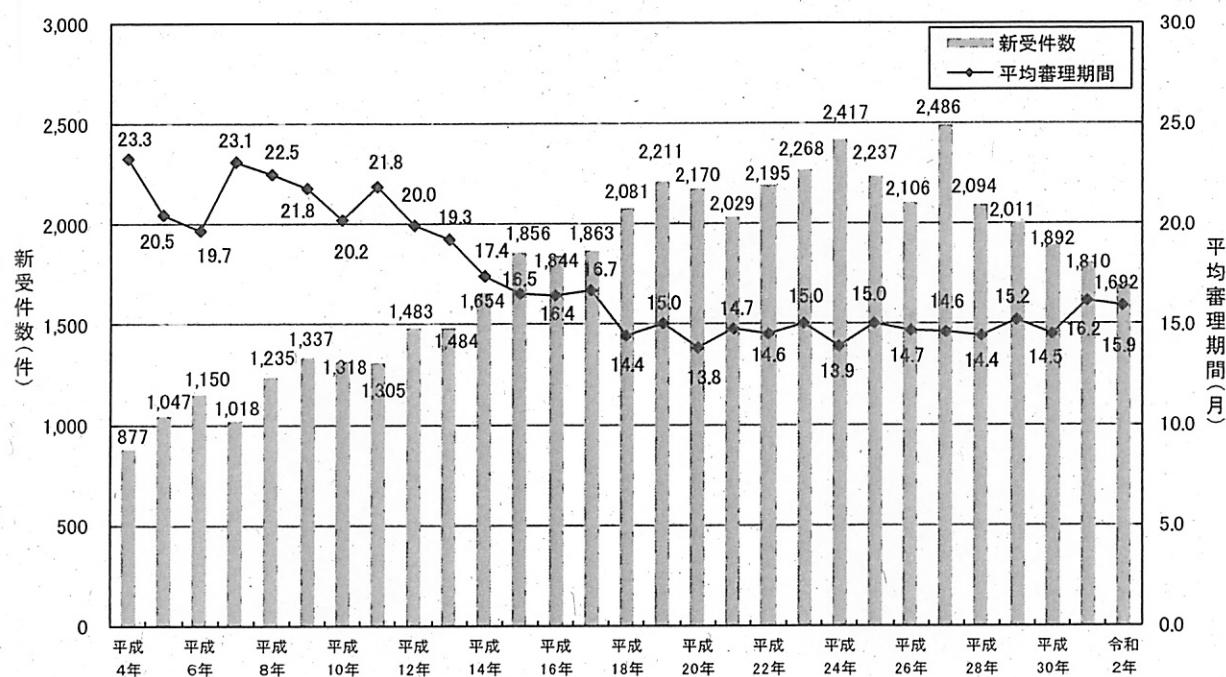
その余の主な統計データ（審理期間別の既済件数及び事件割合、終局区分別の既済件数及び事件割合、争点整理手続の実施件数及び実施率）について、6月以内の既済件数の割合の減少や1年を超える既済件数の割合及び争点整理手続の実施率の増加が見られるものの、全体としては前回から大きな変化は見られなかった。民事第一審訴訟事件と比べると、審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高いこと、大半の事件が判決で終局すること、争点整理手続の実施率が頗る低いことは、前回と同様である。

○ 事件数及び平均審理期間

行政事件訴訟¹の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。新受件数は、平成4年以降、長期的にはおむね増加傾向にあり、平成18年以降、2,000件を超える高い水準で推移していたが、平成28年以降は減少傾向にあり、令和2年は1,692件にとどまった。

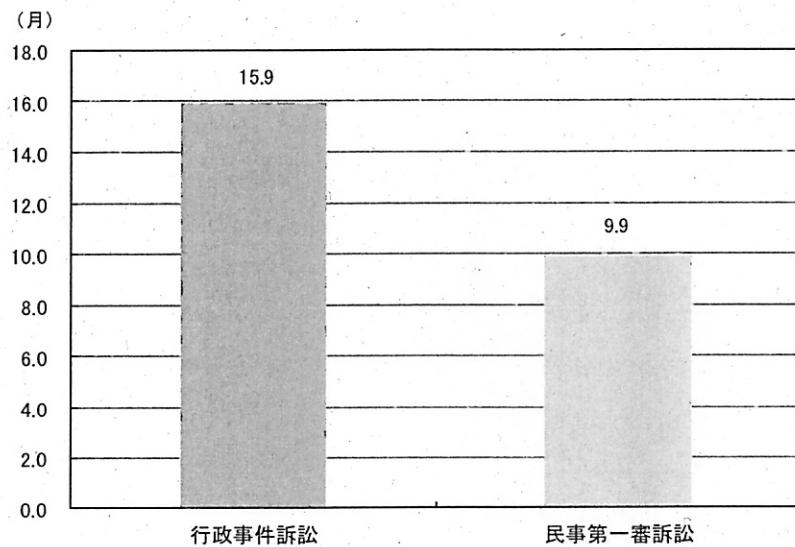
¹ 行政事件訴訟とは、抗告訴訟（取消訴訟、不作為の違法確認訴訟、無効等確認訴訟、義務付け訴訟、差止訴訟）、当事者訴訟、民衆訴訟及び機関訴訟を指し、国又は地方公共団体を被告とする国家賠償請求訴訟を含まない（行政事件訴訟法2条から6条）（第1回報告書 128頁参照）。

【図1】新受件数及び平均審理期間の推移(行政事件訴訟)



平均審理期間は、平成4年以降大幅に短縮しており、平成18年以降はおおむね14月から15月の範囲で推移していたが、令和元年以降は16月前後に長期化し、令和2年の平均審理期間は、前回(14.5月)より長期化して15.9月となつた(【図1】【図2】)。

【図2】平均審理期間(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)



○ 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。民事第一審訴訟事件と比べて審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高い傾向にあることは、前回と同様である。審理期間が6月以内の事件の割合(27.6%)は、前回(29.6%)から減少し、1年を超える事件の割合(47.0%)は、前回(45.2%)から増加した²。(第8回報告書67頁【表3】参照)

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟
既済件数	1,553	122,749
平均審理期間(月)	15.9	9.9
6月以内	429 27.6%	62,352 50.8%
6月超1年以内	396 25.5%	27,128 22.1%
1年超2年以内	450 29.0%	23,697 19.3%
2年超3年以内	141 9.1%	6,694 5.5%
3年超5年以内	105 6.8%	2,544 2.1%
5年を超える	32 2.1%	334 0.3%

○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表4】のとおりであり、判決で終局した事件の割合(71.2%)が前回(73.6%)から減少したもの、行政事件訴訟の性質上、大半の事件は判決で終局しており、和解による終局はほとんどない(第8回報告書67頁【表4】参照)。

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟
判決	1,105 71.2%	53,084 43.2%
うち対席 (%は判決に対する割合)	998 90.3%	28,747 54.2%
和解	7 0.5%	43,364 35.3%
取下げ	294 18.9%	22,372 18.2%
それ以外	147 9.5%	3,929 3.2%

² 令和2年に審理期間が1年を超える事件の割合が増加した背景には、新型コロナウイルス感染症拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

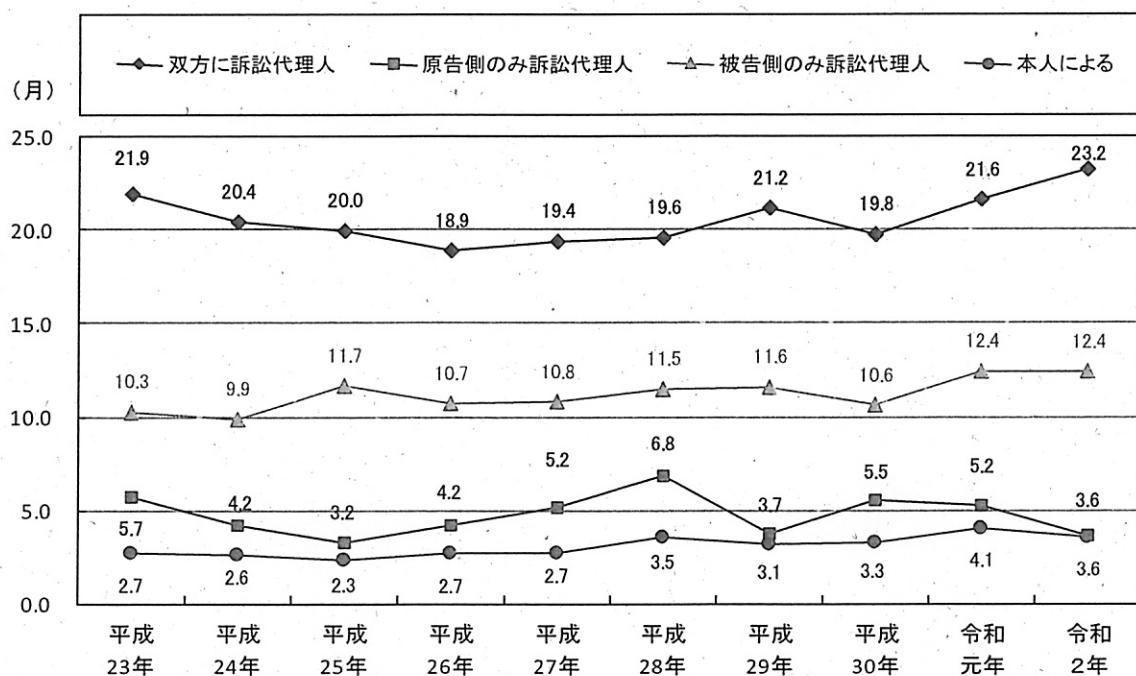
○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人³の選任状況については【表5】のとおりである。双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は前回（56.8%）より減少して51.4%となり、被告側のみに訴訟代理人が選任された事件の割合は前回（24.4%）より増加して25.7%となった。また、双方とも本人による事件の割合⁴が前回（13.5%）より増加して17.6%となった。（第8回報告書68頁【表5】参照）【図6】のとおり、双方に訴訟代理人が選任された事件の平均審理期間が、それ以外の事件よりも一貫して顕著に長い傾向にあることは、前回と同様である。

【表5】 訴訟代理人の選任状況
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟
双方に訴訟代理人	798 51.4%	54,625 44.5%
原告側のみ訴訟代理人	82 5.3%	54,796 44.6%
被告側のみ訴訟代理人	399 25.7%	3,439 2.8%
本人による	274 17.6%	9,889 8.1%

【図6】 訴訟代理人選任状況別の平均審理期間の推移(行政事件訴訟)



³ 訴訟代理人には、弁護士代理人のみならず、国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律5条1項、6条2項、7条3項等に基づく指定代理人も含まれる。この点は、控訴審における行政事件訴訟(後掲V. 1. 2)においても同様である。

⁴ 被告側に指定代理人も付かない事案の多くは、被告が応訴する前に終局したものであると思われる(第1回報告書140頁参照)。

○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔⁵については【表7】のとおりである。平均期日間隔が前回(2.7月)より若干長期化して3.1月となった一方、平均期日回数は前回(5.4回)から若干減少して5.2回となった(第8回報告書69頁【表7】参照)。

【表7】 平均期日回数及び平均期日間隔
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟
平均期日回数	5.2	4.7
うち平均口頭弁論期日回数	3.6	1.7
うち平均争点整理期日回数	1.6	3.0
平均期日間隔(月)	3.1	2.1

争点整理手続の実施件数及び実施率は【表8】のとおりである。争点整理実施率は、前回(22.7%)から増加して23.9%となったが、民事第一審訴訟事件と比べて顕著に実施率が低い傾向が続いている⁶(第8回報告書69頁【表8】参照)。

【表8】 争点整理手続の実施件数及び実施率
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟	
争点整理	実施件数	371	52,814
	実施率	23.9%	43.0%

人証調べ実施率及び平均人証数については【表9】のとおりである。人証調べ実施率は、前回(21.5%)から22.1%へと若干増加したが、民事第一審訴訟事件と比べて高い傾向があることは前回と同様である。人証調べを実施した事件における平均人証数(2.6人)は、前回(2.2人)から若干増加した。(第8回報告書69頁【表9】参照)

【図10】のとおり、双方に訴訟代理人が選任された事件の人証調べ実施率(39.7%)は前回(33.8%)から増加しており、それ以外の事件と比べて一貫して顕著に高い傾向にあることは、前回と同様である(第8回報告書70頁【図10】参照)。

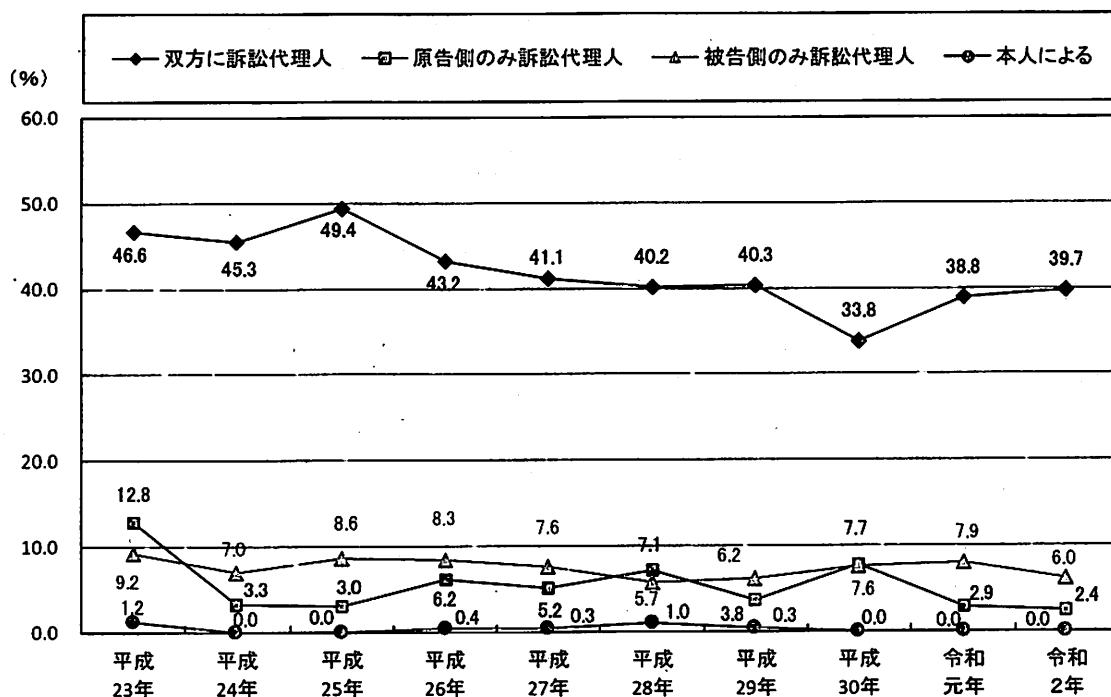
【表9】 人証調べ実施率及び平均人証数
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟
人証調べ実施率	22.1%	12.4%
平均人証数	0.6	0.3
平均人証数 (人証調べ実施事件)	2.6	2.7

⁵ 平均期日間隔は3.1月であり、民事第一審訴訟事件よりも顕著に長い。これは、訴訟要件具備の有無や行政実体法規の解釈適用について専門的な知識が必要となり、当事者の期日間準備に時間を要する場合が多いこと等に起因するものと考えられる(第1回報告書130頁参照)。

⁶ 行政事件訴訟では、通常の口頭弁論期日において争点整理をするケースが多いものと考えられる(第5回報告書概況編53頁参照)。

【図10】訴訟代理人選任状況別の人証調べ実施率の推移(行政事件訴訟)



人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間については

【表11】のとおりであるところ、平均審理期間は前回(26.2月)よりも大幅に長期化して31.8月となっており、平均人証調べ期間は前回(0.5月)よりも若干長期化して0.6月となつた(第8回報告書70頁【表11】参照)⁷。

【表11】人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間(行政事件訴訟)

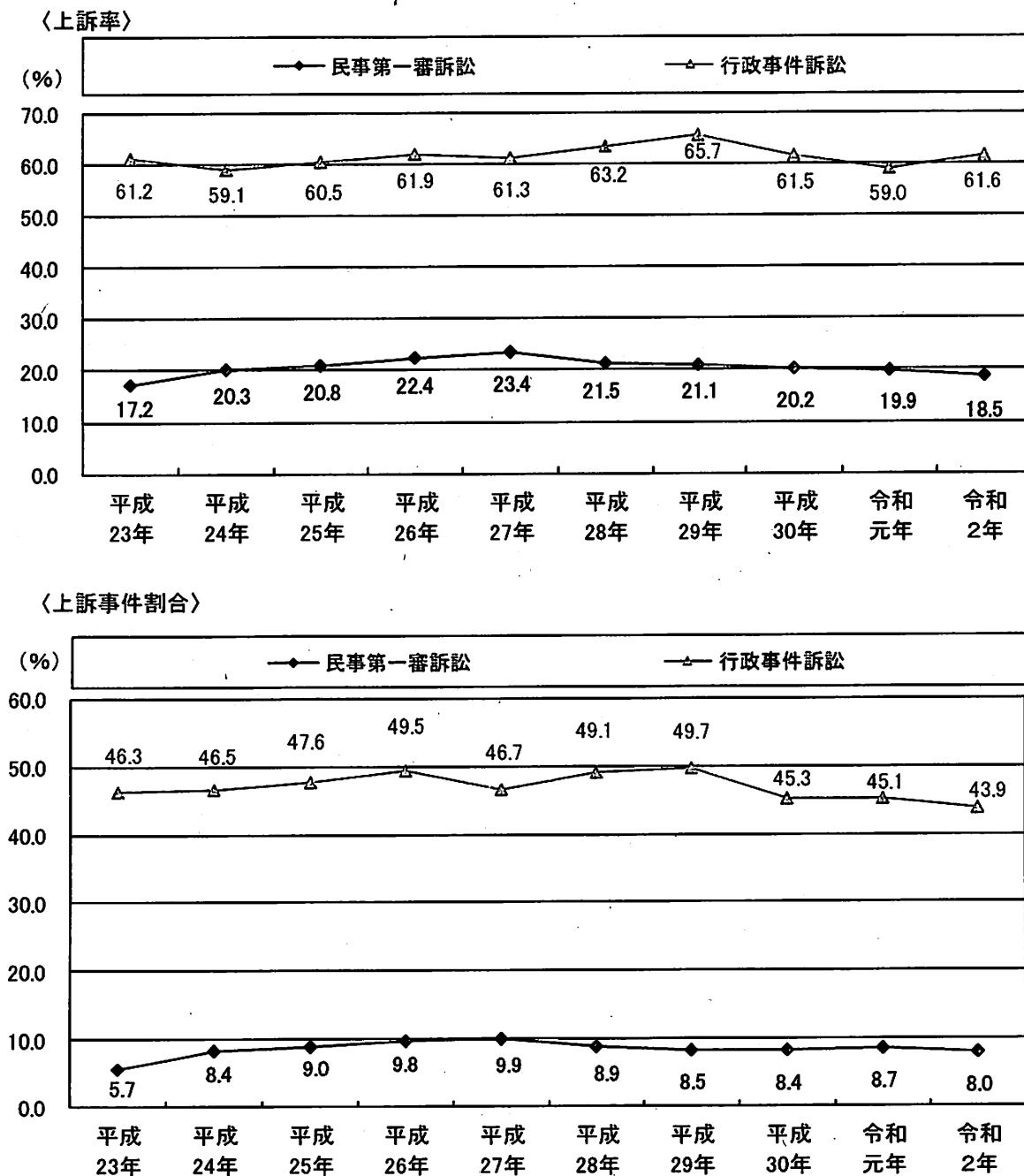
平均審理期間(月)	31.8
平均人証調べ期間(月)	0.6

⁷ 令和2年の長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

○ 上訴に関する状況

上訴率及び上訴事件割合については【図12】のとおりであり、民事第一審訴訟事件よりいざれも顕著に高い水準である。

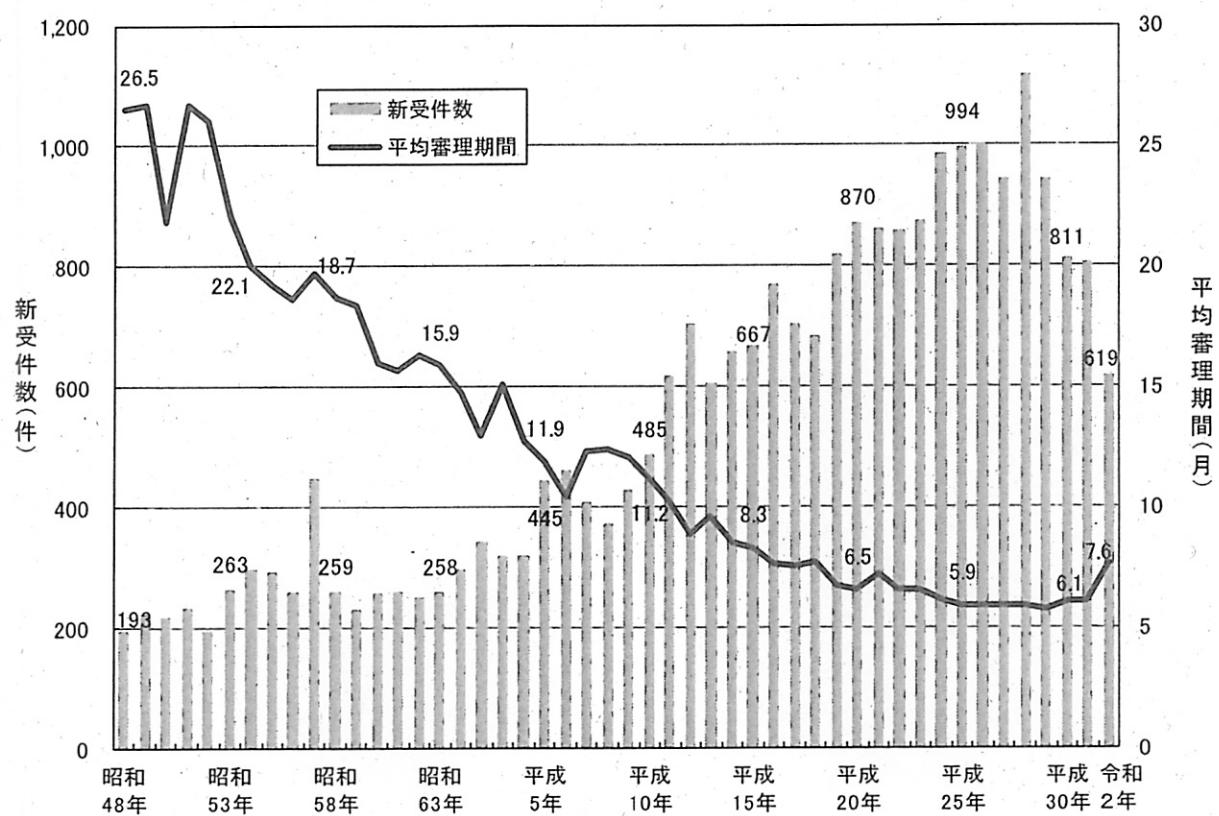
【図12】 上訴率及び上訴事件割合の推移(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)



1. 2 行政事件訴訟の概況

控訴審における行政事件訴訟¹の新受件数及び平均審理期間の推移については【図 17】のとおりである。新受件数は平成 29 年以降減少傾向にあり、令和 2 年は、前回（811 件）から減少して 619 件となった。平均審理期間については、前回（6.1 月）より長期化して 7.6 月となった²。

【図17】新受件数及び平均審理期間の推移(控訴審における行政事件訴訟)



¹ 同一の第一審判決に対して控訴と附帯控訴がされた場合、控訴事件と附帯控訴事件を別個の事件として統計処理している。

² 長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表18】のとおりである。既済件数は、前回（856件）を下回り628件となり、審理期間が6月を超える事件の割合は前回（28.0%）より大幅に増加して52.3%となった（第8回報告書151頁【表18】参照）³。

第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合については【表19】のとおりである。この平均期間は、前回（25.8月）よりも長期化して28.3月となり、2年以内に控訴審の終局に至る事件割合は前回（58.3%）から減少して52.6%となった（第8回報告書151頁【表19】参照）³。

【表18】審理期間別の既済件数及び事件割合（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟
既済件数	628	10,398
平均審理期間（月）	7.6	6.8
3月以内	56 8.9%	1,429 13.7%
3月超6月以内	244 38.9%	4,476 43.0%
6月超1年以内	273 43.5%	3,808 36.6%
1年超2年以内	47 7.5%	590 5.7%
2年を超える	8 1.3%	95 0.9%

【表19】第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合（控訴審における行政事件訴訟）

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟
既済件数	608
平均期間（月）	28.3
1年以内	58 9.5%
1年超2年以内	262 43.1%
2年超3年以内	157 25.8%
3年超5年以内	103 16.9%
5年を超える	28 4.6%

※ 行訴法18条、19条による訴えの追加的併合及び附帯控訴申立てを除く。

³ 長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

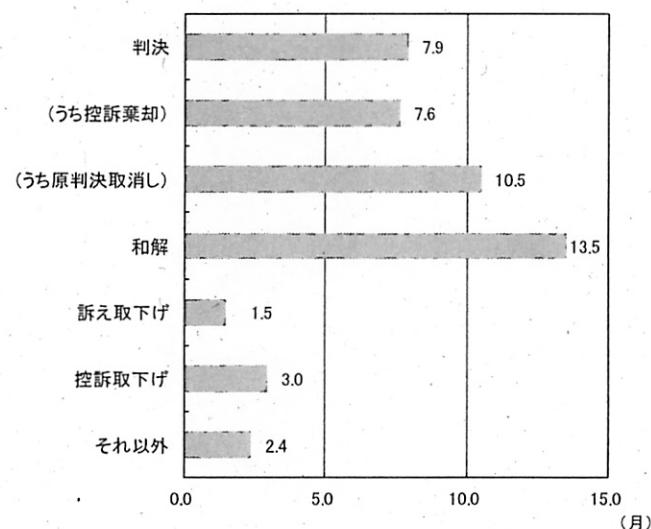
終局区分別の既済件数及び事件割合については【表 20】のとおりであり、判決で終局した事件割合が前回（91.8%）から増加して 92.8%となり、うち原判決取消しとなった事件割合が前回（11.3%）から若干減少して 10.5%となった。民事控訴審訴訟事件と比べると、判決（控訴棄却）で終局した事件割合が高く、判決（原判決取消し）で終局した事件割合が低い傾向にあることは前回と同様である。（第8回報告書 151 頁【表 20】参照）

終局区分別の平均審理期間については、【図 21】のとおり、判決（控訴棄却）及び判決（原判決取消し）がいずれも前回より長期化した（判決（控訴棄却）は、前回の 6.0 月から 7.6 月、判決（原判決取消し）は、前回の 9.1 月から 10.5 月）（第8回報告書 151 頁【図 21】参照）⁴。

【表20】 終局区分別の既済件数及び事件割合（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟
既済件数	628	10,398
判決	583 92.8%	5,956 57.3%
うち控訴棄却 (%は判決に対する割合)	518 88.9%	4,510 75.7%
うち原判決取消し (%は判決に対する割合)	61 10.5%	1,346 22.6%
和解	4 0.6%	3,273 31.5%
訴え取下げ	1 0.2%	195 1.9%
控訴取下げ	24 3.8%	679 6.5%
それ以外	16 2.5%	295 2.8%

【図21】 終局区分別の平均審理期間（控訴審における行政事件訴訟）



訴訟代理人の選任状況については【表 22】のとおりであり、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合が、前回（63.8%）より減少して 61.1%であったのに対し、双方とも本人による事件の割合は、前回（7.6%）より増加して 8.3%であった。民事控訴審訴訟事件と比べると、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合が低い傾向にあることは前回と同様である。（第8回報告書 152 頁【表 22】参照）

【表22】 訴訟代理人の選任状況（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟
双方に訴訟代理人	384 61.1%	7,688 73.9%
控訴人側のみ訴訟代理人	17	551 5.3%
被控訴人側のみ訴訟代理人	175 27.9%	1,625 15.6%
本人による	52 8.3%	534 5.1%

⁴ 長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

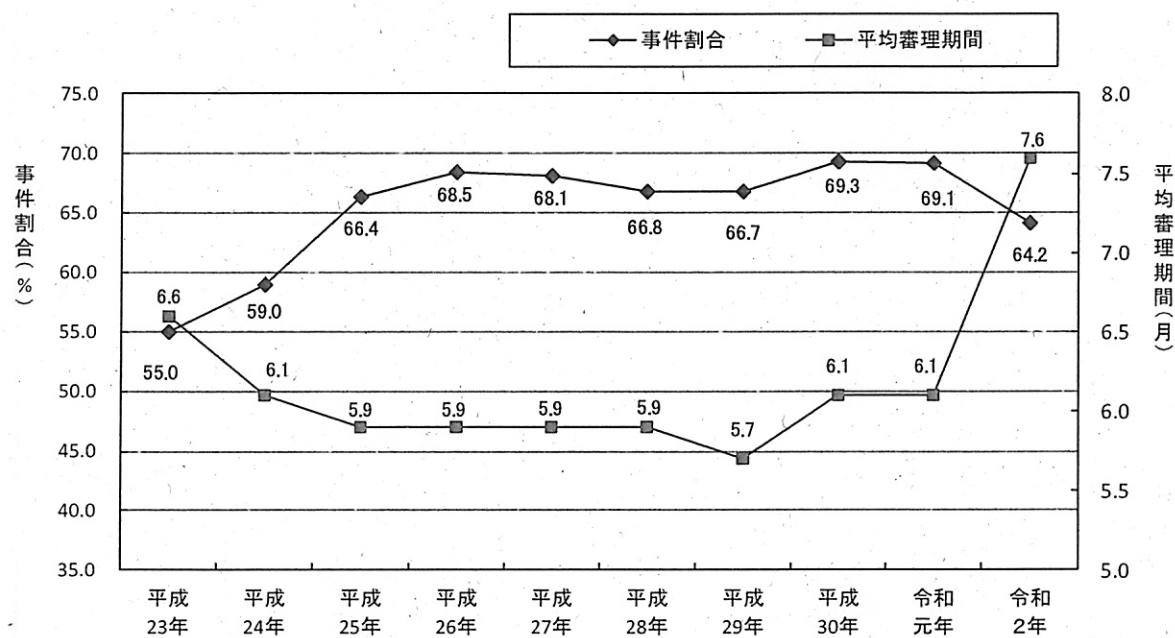
審理の状況について見ると、【表23】のとおり、平均期日回数（平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数の双方）は前回より増加し（前回の1.4回から1.5回）、平均期日間隔は、前回より長期化した（前回の4.4月から5.1月）（第8回報告書152頁【表23】参照）⁵。口頭弁論期日1回で結審した事件割合及び平均審理期間の推移は【図24】のとおりであり、1回の口頭弁論期日のみで結審に至る事件の割合（64.2%）は前回（69.3%）から減少し、平均審理期間（7.6月）は前回（6.1月）から長期化した⁵。

【表23】平均期日回数及び平均期日間隔(控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件)

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟
平均期日回数	1.5	1.8
うち平均口頭弁論期日回数	1.3	1.2
うち平均争点整理期日回数	0.1	0.6
平均期日間隔(月)	5.1	3.9

※ 端数処理の関係上、平均口頭弁論期日回数と平均争点整理期日回数の合計値が、平均期日回数の数値と合致しない場合がある。

【図24】口頭弁論期日1回で結審した事件割合及び平均審理期間の推移(行政控訴審訴訟)



⁵ 長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

争点整理実施率については、【表 25】のとおり、前回（3.0%）より増加して 4.3%となつたが、民事控訴審訴訟事件と比べると顕著に低いことは前回と同様である（第8回報告書 153 頁【表 25】参照）。

【表25】争点整理手続の実施件数及び実施率（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類		控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟
争点整理	実施件数	27	1,816
	実施率	4.3%	17.5%

人証調べ実施率及び平均人証数については【表 26】のとおりであり、前回と同様、人証調べを実施した事件の割合は非常に低くなっている（この点は、民事控訴審訴訟事件と同様である。）（第8回報告書 153 頁【表 26】参照）。

【表26】人証調べ実施率及び平均人証数（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類		控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟
人証調べ実施率	2.5%	1.6%	
平均人証数	0.06	0.03	
平均人証数 (人証調べ実施事件)	2.3	1.9	

最高裁判所への上訴率及び上訴事件割合については【表 27】のとおりである。上告事件及び上告受理事件のいずれについても、上訴率（それぞれ 44.0%，50.6%），上訴事件割合（それぞれ 40.0%，46.1%）ともに前回（上訴率につき、それぞれ 43.5%，47.7%，上訴事件割合につき、それぞれ 39.6%，43.4%）から増加した（第8回報告書 153 頁【表 27】参照）。

【表27】最高裁判所への上訴率及び上訴事件割合（控訴審における行政事件訴訟）

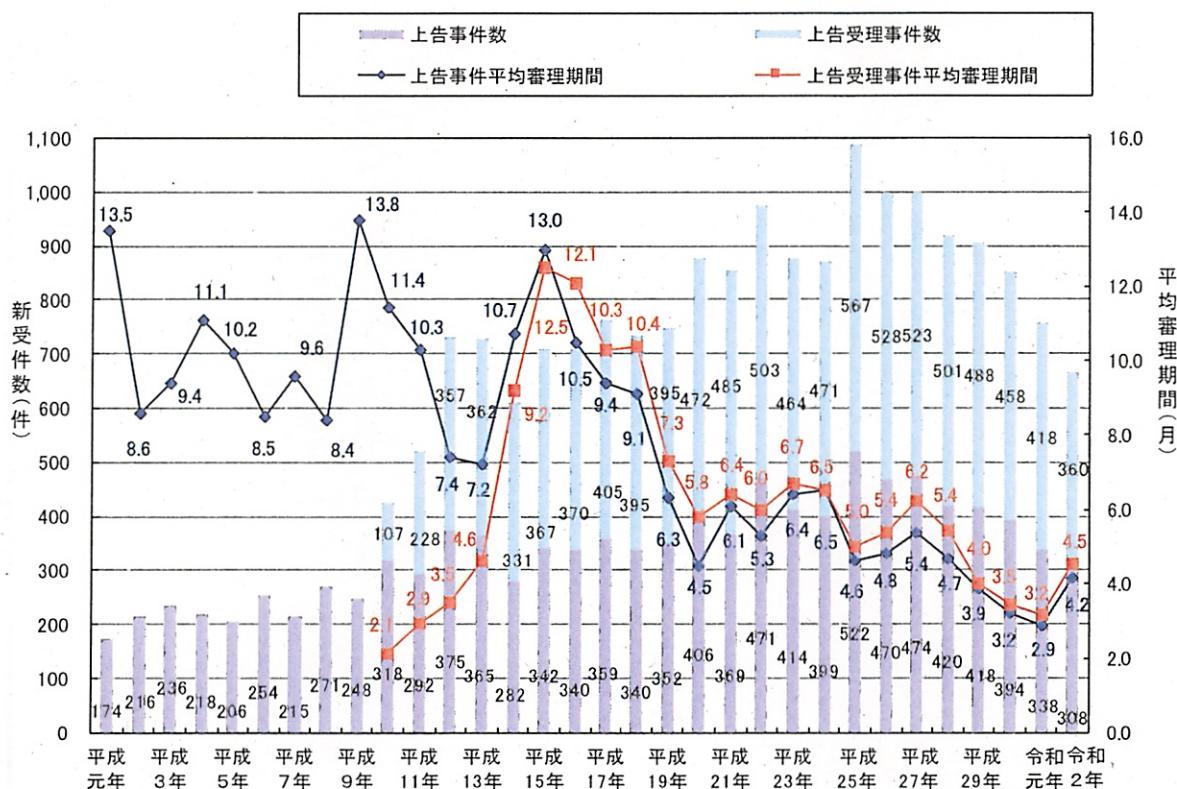
事件の種類		上告事件	上告受理事件
上訴率	44.0%	50.6%	
上訴事件割合	40.0%	46.1%	

※ この表における上訴率及び上訴事件割合は、いずれも推計的な算定方法による数値である。上訴率は、令和2年1月1日から同年12月31日までの「高等裁判所において受理した上告提起事件及び上告受理申立事件の新受件数」を同期間における「高等裁判所における判決で終局した事件数」で除した割合、上訴事件割合は、同新受件数を同期間における「全終局事件数」で除した割合である。

2. 2 行政事件訴訟の概況

行政上告事件及び行政上告受理事件¹の新受件数及び平均審理期間の推移については【図4】のとおりである。新受件数は、令和2年においては、上告、上告受理（それぞれ308件、360件）ともに前回（それぞれ394件、458件）より減少した。平均審理期間は、上告、上告受理のいずれについても、平成15年をピークとして顕著に短縮した後、平成20年以降は、変動はあるものの横ばいの状態となり、平成28年から更に短縮していたが、令和2年においては、上告4.2月、上告受理4.5月となり、前回（それぞれ3.2月、3.5月）より長期化した²。

【図4】新受件数及び平均審理期間の推移(行政上告事件及び行政上告受理事件)



※ 新受件数については、最高裁判所に直接上告状が提出された直受事件及び高等裁判所が第二審とした判決に対して上告の提起又は上告受理の申立てがされた事件に当たらないものを含む。

¹ 本報告書では、行政事件訴訟のうち、高等裁判所が第二審とした終局判決に対して上告が提起され、又は上告受理の申立てがされた事件を主な分析対象としているが、民事訴訟事件と異なり、高等裁判所が第一審としてした終局判決に対する上告及び上告受理事件(知的財産権関係、独占禁止法関係等の審決取消訴訟等)も分析対象に加えている。この点の詳細は、第5回報告書概況編 222 頁脚注8参照

² 令和2年における長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

終局区分別の既済件数については【表5】のとおりであり、上告事件であれば決定（却下決定又は棄却決定），上告受理事件であれば不受理決定で終局した事件が9割を超えることは前回と同様である。平均審理期間については、決定（上告事件）及び不受理決定（上告受理事件）で終局した事件では、前回（それぞれ2.9月，3.2月）より長期化しそれぞれ3.9月，4.2月となった。【表5】は、審理期間別の事件割合についても示しており、上告，上告受理のいずれにおいても、審理期間が3月以内の事件の割合は前回（それぞれ67.3%，63.4%）よりそれぞれ減少し、45.4%，39.9%となった。他方、6月を超える事件の割合は前回（それぞれ12.0%，13.1%）よりそれぞれ増加し、18.8%，20.0%となった。（第8回報告書 161頁【表5】参照）もっとも、上告、上告受理とも、事件数が年間数百件程度であるため、終局した事件の係属期間により一時的な影響が出やすいことにも留意が必要である。³

【表5】審理期間別の既済件数及び事件割合並びに終局区分ごとの審理期間別の既済件数及び事件割合（行政上告事件及び行政上告受理事件）

〈上告事件〉

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	決定	取下げ	その他
既済件数	313	19	1	292	1	-
平均審理期間（月）	4.2	8.8	4.5	3.9	1.5	-
3月以内	142 45.4%	-	-	141 48.3%	1 100.0%	-
3月超6月以内	112 35.8%	1 5.3%	1 100.0%	110 37.7%	-	-
6月超1年以内	53 16.9%	18 94.7%	-	35 12.0%	-	-
1年超2年以内	6 1.9%	-	-	6 2.1%	-	-
2年を超える	-	-	-	-	-	-

〈上告受理事件〉

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	不受理決定	取下げ	その他
既済件数	376	3	10	360	3	-
平均審理期間（月）	4.5	14.5	15.8	4.2	1.5	-
3月以内	150 39.9%	-	-	147 40.8%	3 100.0%	-
3月超6月以内	151 40.2%	1 33.3%	1 10.0%	149 41.4%	-	-
6月超1年以内	62 16.5%	1 33.3%	1 10.0%	60 16.7%	-	-
1年超2年以内	12 3.2%	-	8 80.0%	4 1.1%	-	-
2年を超える	1 0.3%	1 33.3%	-	-	-	-

³ 審理期間の長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合については【表6】のとおりである。上告事件及び上告受理事件の平均期間（それぞれ35.1月、40.6月）については、前回（それぞれ34.2月、36.8月）よりいずれも長期化した。期間別に見ても、上告、上告受理のいずれにおいても、3年を超える事件の割合が増加した（上告事件は、前回の32.7%から36.9%，上告受理事件は、前回の38.0%から49.8%）。（第8回報告書162頁【表6】参照）⁴

【表6】第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合（行政上告事件及び行政上告受理事件）

事件の種類	上告事件	上告受理事件
既済件数	249	297
平均期間(月)	35.1	40.6
1年以内	5 2.0%	3 1.0%
1年超2年以内	73 29.3%	64 21.5%
2年超3年以内	79 31.7%	82 27.6%
3年超5年以内	76 30.5%	113 38.0%
5年を超える	16 6.4%	35 11.8%

※ 高裁第一審判決に対する上告及び上告受理事件を除く。

⁴ 令和2年の長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があると思われる。